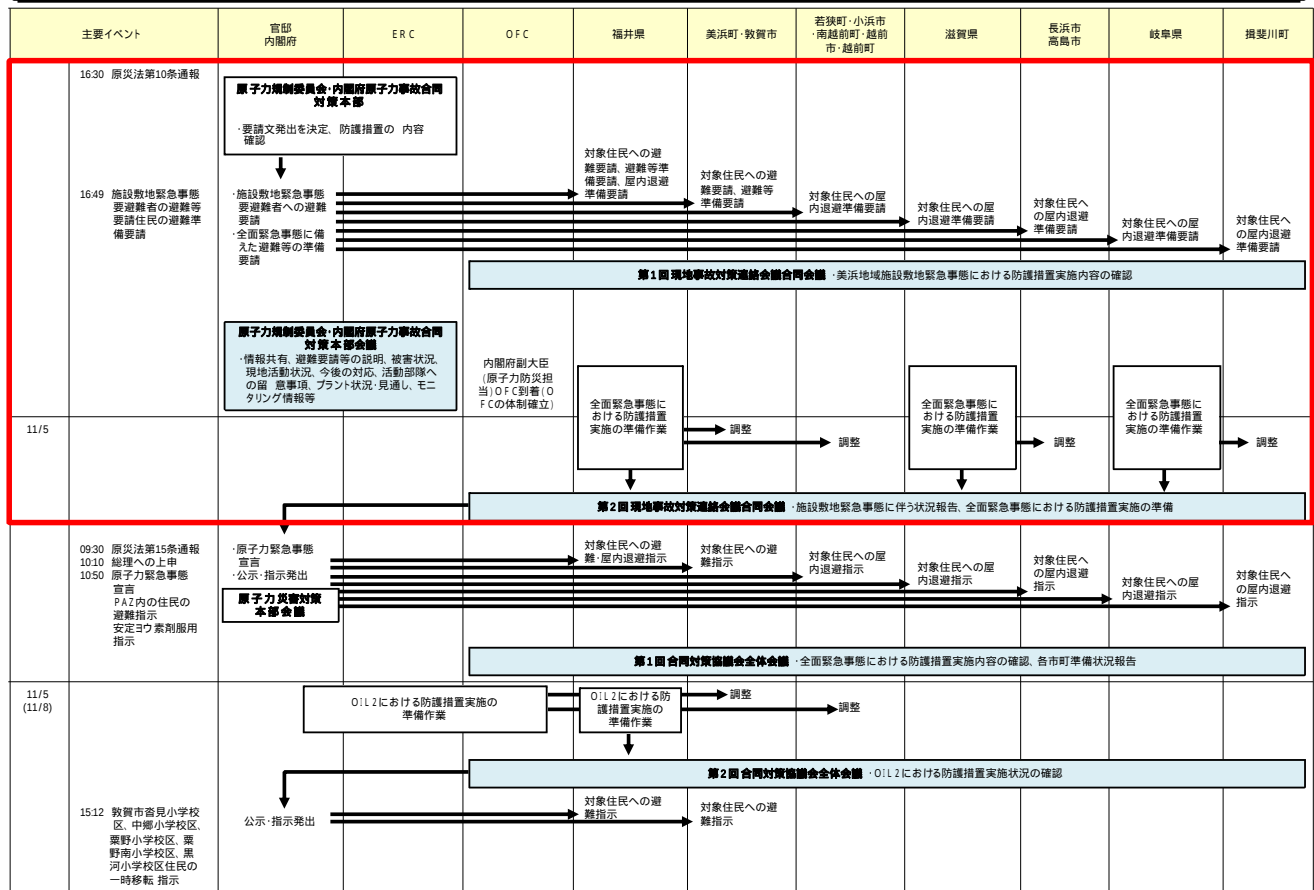


住民避難に係る意思決定の流れ(施設敷地緊急事態)

資料18



美浜地域の緊急時対応での施設敷地緊急事態における防護措置

資料19 - 1

[施設敷地緊急事態での避難対象者及び必要車両数](計画上の数)

[美浜町、敦賀市における避難先及び避難先までの主な経路]

美浜町・敦賀市	対象者数	支援者等	必要車両数
合計	162人 (美浜町: 148人) (敦賀市: 14人)	72人 (美浜町: 54人) (敦賀市: 0人)	21台 (美浜町: 20台) (敦賀市: 1台)
在宅の対象者	54人 (美浜町: 54人) (敦賀市: 0人)	54人 (美浜町: 54人) (敦賀市: 0人)	4台 (美浜町: 4台) (敦賀市: 0台)
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の対象者	18人 (美浜町: 18人) (敦賀市: 0人)	18人 (美浜町: 18人) (敦賀市: 0人)	12台 (美浜町: 12台) (敦賀市: 0台)
妊婦、授乳婦、乳幼児等の対象者	90人 (美浜町: 76人) (敦賀市: 14人)	0人 (美浜町: 0人) (敦賀市: 0人)	3台 (美浜町: 2台) (敦賀市: 1台)

美浜町



- ・おおい町に避難できない場合、大野市へ避難
- ・在宅の対象者の避難先
→ おおい町「いきいき長寿村」
- ・健康リスクが高まる在宅の対象者の避難先
→ 放射線防護施設
- ・妊婦、授乳婦等その他の対象者の避難先
→ おおい町(おおい町立大飯中学校)

敦賀市



- ・福井市に避難できない場合、奈良県へ避難
- ・在宅の対象者の避難先
→ 対象者無し
- ・健康リスクが高まる在宅の対象者の避難先
→ 対象者無し
- ・妊婦、授乳婦等その他の対象者の避難先
→ 福井市(福井市立羽生小学校)

[防護措置の実施状況]

美浜町・敦賀市 (PAZ)	避難車両等の確保状況	避難先までの経路	避難先の受入体制
在宅の対象者	○ 1	1	○
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の対象者	○		○
妊婦、授乳婦、乳幼児等の対象者	○ 1	1	○ 2

[美浜町、敦賀市周辺の状況]



- 避難車両、避難経路、避難先のいずれかの不備により避難が出来ない場合には、避難の準備が整うまでの間、屋内退避。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、放射線防護対策施設において 屋内退避。
- 孤立が解消した美浜町「菅浜地区」は、バスによりおおい町へ避難を開始。
 - 1 自然災害により孤立している美浜町「丹生地区」、「竹波地区」及び敦賀市「白木地区」は、ヘリ(関電美浜HP→美浜総合運動公園、白木漁港HP→敦賀総合運動公園)で孤立地域外へ輸送、その後バスにより避難先へ避難を実施。
 - 2 敦賀市「白木地区」の避難先については、福井市が受入困難であるため、「奈良県生駒市」へ避難を実施。

施設敷地緊急事態要請文(美浜発電所)

要 請

令和4年 11 月4日16時49分

福井県知事 殿
滋賀県知事 殿
岐阜県知事 殿
美浜町長 殿
敦賀市長 殿
若狭町長 殿
小浜市長 殿
南越前町長 殿
越前市長 殿
越前町長 殿
長浜市長 殿
高島市長 殿
掛雲川町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

関西電力株式会社から美浜発電所3号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

・関西電力株式会社美浜発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避者(注)は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避すること。安全が確認され、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設に

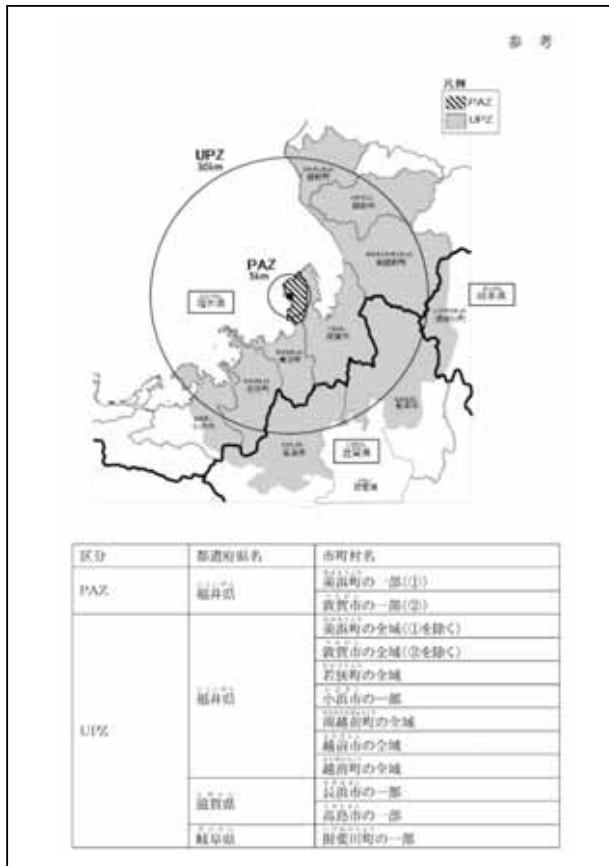
おいて屋内退避すること。

- ・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のPAZの一時滞在者は、避難経路が確保されるまでの間は屋内退避し、安全が確認され、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のPAZの住民(施設敷地緊急事態要避者(注)を除く)は、避難準備を始めること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のPAZの住民(施設敷地緊急事態要避者(注)を除く)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のUFZの住民は、屋内退避の準備を始めること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、安全な避難が可能となった段階で帰宅すること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のPAZ及びUFZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。

(注) 施設敷地緊急事態要避者

「施設敷地緊急事態要避者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。)(ロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者



施設敷地緊急事態における官邸チーム(内閣府)の活動状況

資料21



原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議



原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議



原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議



原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議



オンサイト総括とプラント班の活動



オフサイト総括の活動



広報官による会見



国際班の活動



放射線班の活動



住民安全班の活動



医療班の活動



実動対処班の活動



総括班長からの状況伝達(中央からの派遣要員到着前)



全体総括からの指示(中央からの派遣要員到着前)



第1回現地事故対策連絡会議(中央からの派遣要員到着前)



到着した事務局長からの指示



現地本部長への状況報告



第2回現地事故対策連絡会議合同会議



広報班の活動



プラントチームの活動



放射線班の活動



住民安全班の活動



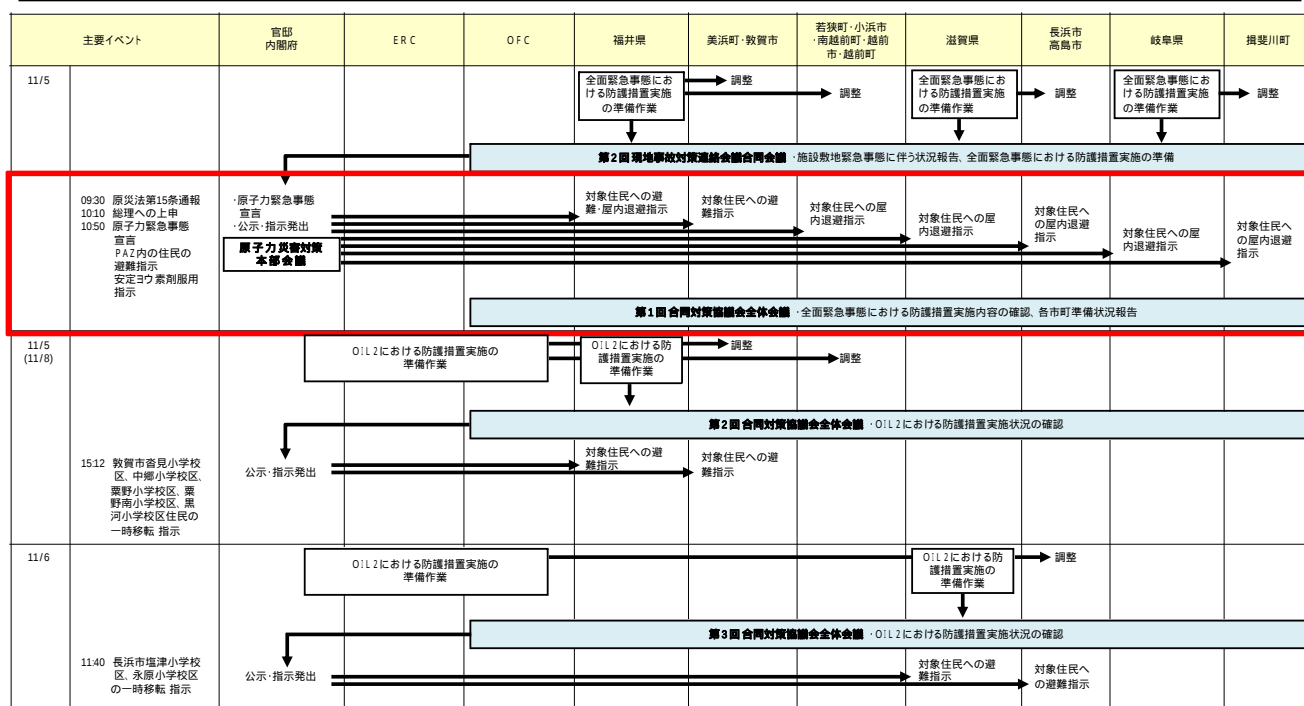
医療班の活動



国と地方公共団体との調整

住民避難に係る意思決定の流れ(全面緊急事態)

資料24



美浜地域の緊急時対応における全面緊急事態での防護措置

資料25 - 1

1. 美浜地域PAZ(福井県美浜町及び敦賀市)の住民は、避難先へ移動。
2. 美浜地域UPZ内の住民は、屋内退避を実施。

[全面緊急事態で避難等を実施する対象者及び必要車両数](計画上の数)

1. PAZ		
避難対象者	必要車両数	
美浜町	567人	バス:2台
敦賀市	47人	バス:1台
合計	614人	バス:3台

2. UPZ(屋内退避対象者)		
福井県	美浜町	8,537人
	敦賀市	65,060人
	若狭町	14,559人
	小浜市	24,877人
	南越前町	10,407人
	越前市	82,363人
小計		227,021人
滋賀県	長浜市	23,750人
	高島市	27,224人
小計		50,974人
岐阜県	揖斐川町	49人
小計		49人
合計		278,044人

[美浜町、敦賀市における避難先及び避難先までの主な経路]

美浜町



・美浜町PAZ住民の避難先
→ おおい町「おおい町立大飯中学校」
もしくは大野市「富田公民館」他2ヶ所
おおい町に避難できない場合の避難先

敦賀市



・敦賀市PAZ住民の避難先
→ 福井市「福井市立羽生小学校」もしくは、奈良県「生駒市コミュニティセンター」
福井市に避難できない場合の県外避難先

美浜地域の緊急時対応における全面緊急事態での防護措置

資料25 - 2

[防護措置の実施状況]

美浜町・敦賀市(PAZ)	避難車両等の確保状況	避難先までの経路	避難先の受入体制
一般住民	○	1	○ 2

[美浜町、敦賀市周辺の状況]



- 避難車両、避難経路、避難先のいずれかの不備により避難が出来ない場合には、避難の準備が整うまでの間、屋内退避、なお、
- 1 美浜町「青浜地区」の住民は、自家用車又はバスによりおおい町へ避難を実施。
自然災害等により孤立している美浜町「丹生地区、竹波地区」及び敦賀市「白木地区」の避難手段については、ヘリ(関電美浜HP→美浜総合運動公園、白木漁港HP→敦賀総合運動公園)、もしくは船舶(明神桟橋→敦賀港)により孤立地域外へ輸送、その後バスにより避難先へ避難を実施。
- 2 一部の避難先への避難が困難であるため、代替避難先へ避難(敦賀市→奈良県生駒市)
- UPZ内の住民は屋内退避を実施。
- 自然災害等の影響により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、近隣の指定避難所等で屋内退避を実施。

全面緊急事態
指示文

令和4年11月5日10時50分

堀井県知事 殿
滋賀県知事 殿
岐阜県知事 殿
美浜町長 殿
敦賀市長 殿
若狭町長 殿
小浜市長 殿
南越前町長 殿
越前市長 殿
越前町長 殿
長浜市長 殿
高島市長 殿
掛兼川町長 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

関西電力株式会社美浜発電所3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- ・関西電力株式会社美浜発電所のPAZの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避すること。その後、安全が確認され、避難の準備が整った段階で、原則、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のUPZの住民及び一時滞者は、屋内退避を実施すること。

- ・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。

安定ヨウ素剤の服用に当たって

(別紙)

- 1.服用対象者
一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。
特に、以下の者は服用を優先すること。
・妊婦
・授乳婦
・未成年者(乳幼児を含む。)
- 2.服用回数
1回を原則とする。
なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。
- 3.服用量及び服用方法
以下の表¹に示す。
安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって(令和3年7月21日 一部改正)

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3mg)1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(16.3mg)2包 又は ゼリー剤(32.5mg)1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤(50mg)1丸※
13歳以上	76	100	丸剤(50mg)2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

- 4.副作用に対する対応
アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。
甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察等の配慮を行うこと。

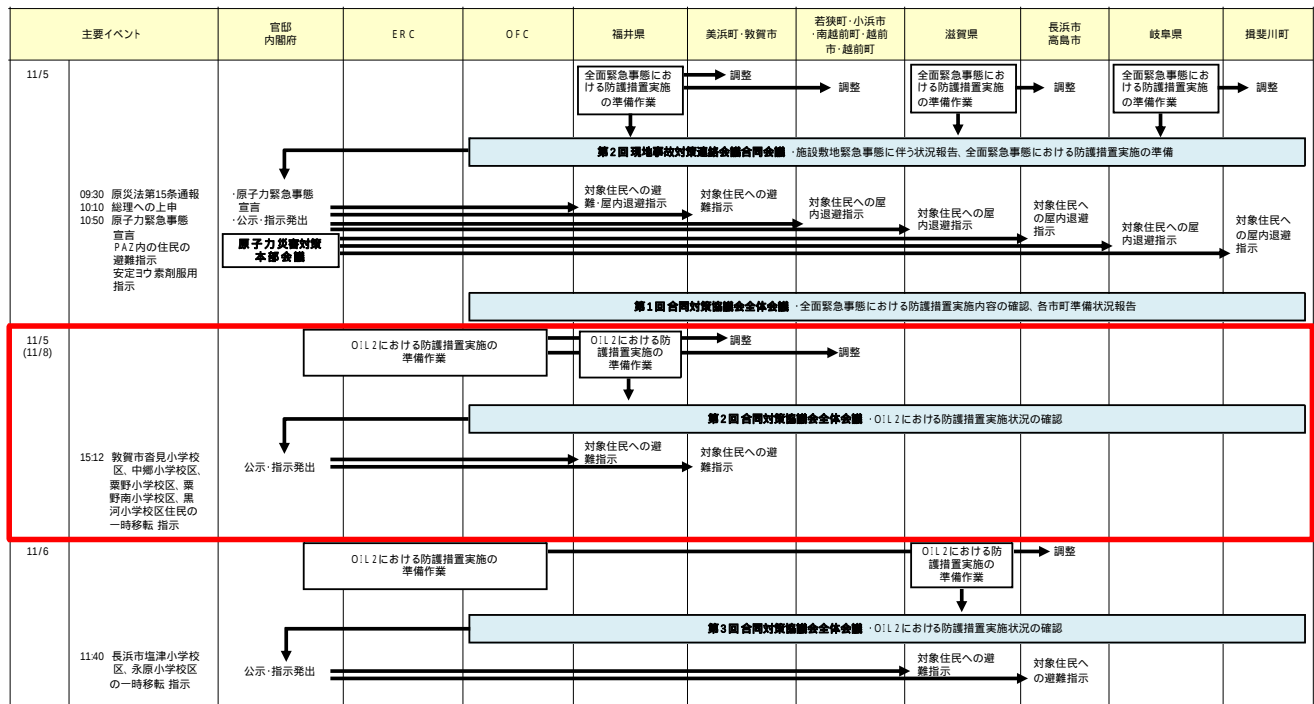
参考



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	福井県	美浜町の一部(①)
		敦賀市の一部(②)
UPZ	福井県	美浜町の全域(①を除く)
		敦賀市の全域(②を除く)
		若狭市の全域
		小浜市の一部
	滋賀県	南越前町の全域
		越前市の全域
		越前町の全域
		長浜市の一部
岐阜県	高島市の一部	
岐阜県	掛兼川町の一部	

住民避難に係る意思決定の流れ(一時移転)

資料27



OIL2における一時移転等の防護措置の実施に関する資料

資料28

- 敦賀市沓見^{くすみ}小区(沓見^{くすみ}小局)、中郷^{なかごう}小区(正田^{ひきだ}小局)、栗野^{あわの}小区(栗野^{あわの}小局)、栗野南^{あわのみなみ}小区(栗野南^{あわのみなみ}小局)、黒河^{くろこ}小区(栗野^{くろこ}小局)の住民は奈良県の避難先へ一週間程度以内に一時移転を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集集場所に集まり、福井県が配車した車両(バス等)で一時移転を実施。
- 上記5地区の医療機関3施設・社会福祉施設9施設の入所者812人の避難先は福井県内(福井市、小浜市)。避難退域時検査については受入先施設で実施。(調整中)



指示

令和 4年11月 8日 15時12分

福井県知事 殿
敦賀市長 殿

原子力災害対策本部長 岸田 文雄

関西電力株式会社美浜発電所3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

・関西電力株式会社美浜発電所のUPZのうち、福井県敦賀市青見小学校区、中郷小学校区、栗野小学校区、栗野南小学校区、黒河小学校区の住民は、準備が整い安全な一時移転が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査等を受けること。

・関西電力株式会社美浜発電所のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。

・一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

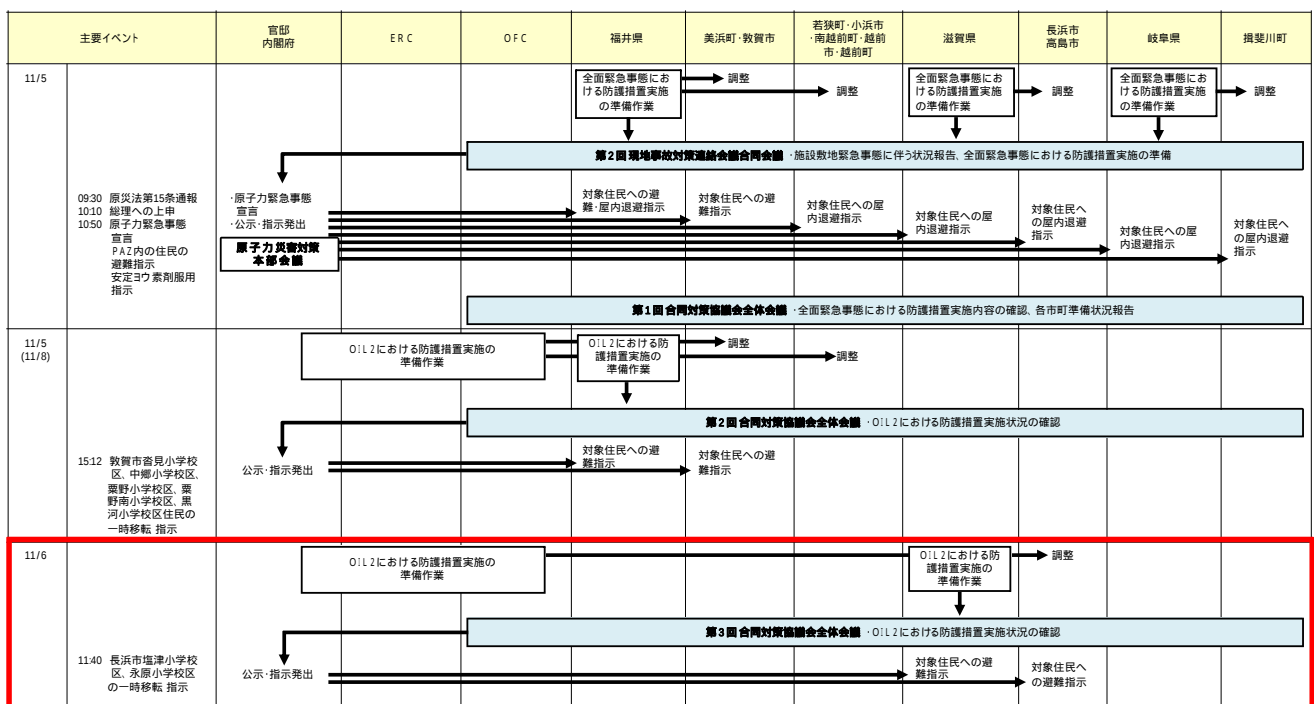
・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。

参考

【福井県】

区分	市町村名	地区名
UPZ	敦賀市	青見小学校区、中郷小学校区、栗野小学校区、栗野南小学校区、黒河小学校区

住民避難に係る意思決定の流れ(一時移転)



Oil 2における一時移転等の防護措置の実施に関する資料

資料3 1

- 滋賀県長浜市の永原小学校区、塩津小学校区の住民は長浜市内、東近江市内の避難先へ2日間以内に一時移転を実施。
- 一時移転の対象となる全住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、原則、滋賀県が手配した車両(バス等)で一時移転を実施。
- 在宅要支援者は、バスあるいは福祉車両で一時移転を実施。
- 上記2地区の社会福祉施設2施設の入所者47人については、福祉車両等で長浜市内の福祉施設に一時移転を実施。
- 避難退域時検査は避難中継所(湖北体育館)で実施。
- 一時移転の方法については、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知。



() 避難日程
 1日目: 塩津小学校区
 2日目: 永原小学校区

一時移転 対象地区	対象者数	一時移転先
	うち在宅要支援者数	
長浜市 永原小学校区、 塩津小学校区	3,680人	滋賀県 長浜市、東近江市
	460人	

避難手段 確保状況	バス		福祉車両	
	必要台数	確保台数	必要台数	確保台数
長浜市	105台	確保済	9台	確保済

一時移転指示文

資料3 2

指示文

令和 4年11月 6日11時40分

滋賀県知事 殿
 長浜市長 殿

原子力災害対策本部 長 岸田 文雄

関西電力株式会社美浜発電所3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・関西電力株式会社美浜発電所のUPZのうち、滋賀県長浜市塩津小学校区、永原小学校区の住民は、準備が整い安全な一時移転が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に関しては、避難退域時検査等を受けること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。
- ・一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講ずること。

【滋賀県】

区分	市町村名	地区名
UPZ	長浜市	塩津小学校区、永原小学校区

全面緊急事態における官邸の状況

資料33



内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言



原子力災害対策本部会議



原子力災害対策本部会議



原子力災害対策本部会議

全面緊急事態におけるERCの活動状況

資料34-1



オンサイト総括



プラント班の活動



放射線班からオフサイト総括班への報告



オフサイト総括と放射線班の調整